

令和6年4月26日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、高橋建設株式会社（所在地 群馬県高崎市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋 博明 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持 恵美 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
高橋建設株式会社	群馬県高崎市箕郷町西明屋441

2. 指名停止措置期間

令和6年4月26日から令和6年6月25日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和5年7月31日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した特定自主検査記録表を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年2月28日、群馬県知事から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして群馬県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内